

冷蔵庫保管料率表

1. 適用規程

- (1) 一般保管料は歴日によって1日から15日までと、16日から月末までとをそれぞれ1期として計算する。
- (2) 一般保管料は寄託物の体積又は重量による各算出額のうちいずれか大なる方による。
寄託物の体積は、荷造包装の外部からはかった体積とする。
寄託物の重量は、風袋込皆掛重量とする。
1口の貨物が小量の場合には、1個25 d m³又は10kg未満のものは、それぞれ25 d m³又は10kgとして計算する。但し、ばら貨物はこの限りでない。
- (3) 容積建保管料の容積の計算は相対する両壁面側の距離と、床上から冷却管下端（天井に冷却管のない場合には、天井又はダクト下端）までの高さとの相乗積をもってする。但し、柱の占める容積（送風式空冷却装置がある場合には、同装置の占める容積）を除く。
- (4) 庫入及び個出の日を含めて、3日以内の保管をする場合は、日割りをもって保管料を計算することができる。
この場合の料率は、1日につき一般保管料（1期料率）の4分の1とする。
- (5) 予備冷却をする場合には、別に一般保管料1期分を加算する。
- (6) 一般保管料（ばら貨物を除く）の1個当り1期の料金に10銭未満の端数があるときは、その端数金額を10銭として計算する。
- (7) 請求各口につき、10円未満の端数があるときは、その端数金額を10円として計算する。
- (8) 1口1期の保管料が400円に満たない場合は400円とする。

2. 料率表

(1) 一般保管料率（1期料率）

級 別	料 率	
	10 d m ³ に付	10kg に付
F 級室 (-20°C以下)	12 円 10 銭	26 円 60 銭
C 級室 (10°C以下- 20°C未満)	11 円 40 銭	25 円 00 銭

(2) 容積建保管料率（1ヶ月1m³料率）

級 別	料 率	備 考
F 級室	1,210 円	級別は(1)に同じ
C 級室	1,140 円	

但し、料金は、料金の種類ごとに計算した金額の上下それぞれ10%の範囲内とする。

3. 割増規定

- (1) 積付1口7.5 m³又は3トン未満の小口貨物については、一般保管料率に対し次の割増をつける。

但し、各割増により算出された料金が、容積又は重量の多いものの料金を超えることはない。

- | | | |
|---------------------------------|----------------------------|-------|
| (イ) 2.5 m ³ (1トン未満) | | 12 割増 |
| (ロ) 2.5 m ³ (1トン) 以上 | 5 m ³ (2トン未満) | 6 割増 |
| (ハ) 5 m ³ (2トン) 以上 | 7.5 m ³ (2トン未満) | 6 割増 |

- (2) 懸垂保管をなすものについては、一般保管料率の20割増とする。
- (3) 室の一部に容積建保管をする場合は、容積建保管料率の5割以内の割増

をつける。

(4) 下記貨物には次の割増をつける。

(イ) かさ高貨物 (1個 400d m³以上)、ばら貨物、積載不適格貨物及び荷造不完全貨物 10割以内

上記の各割増は、同一寄託物について重複して適用すること及び容積建保管料について適用することができない。

(ロ) 汚損性貨物、嫌臭性貨物及び破損しやすい貨物 10割以内

(ハ) 高価品及び薬品 20割以内

(5) 摂氏零下 30 度以下の低温で保管を行う場合は次の割増をつける。

(イ) -30℃以下 -40℃未満 F 級料率の 10 割以内

(ロ) -40℃以下 F 級料率の 20 割以内

(6) 湿度調整等特殊保管を行った場合は、10 割以内の割増をつける。

(7) 保税地域蔵置貨物 (内国内貨物として個入された貨物は除く) については 3 割増しとする。

(8) 割増が重複する場合は、各割増率を合算して、一般保管料又は容積建保管料に乗ずるものとする。

4. その他料金

(1) 寄託物の内出及び見本摘出の場合の手数料は 1 件につき 100 円とする。

(2) 寄託物の名義変更及び在庫証明書 (在庫報告書を含む) を発行する場合は、次の手数料を徴収する。但し、当該貨物の保管料を限度とする。

(イ) 名義変更 各口に付 500 円

(ロ) 在庫証明書 1 件に付 500 円

(3) その他寄託者の要求により特別の事務処理等を要した場合は、別に料金を徴収することができる。

5. 消費税の加算

1 から 4 までによって計算した料金の総額に対し消費税（地方消費税を含む）相当額を別途加算するものとする。ただし保税蔵置場に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りではない。

加算に当っては、1（7）にかかわらず、上記により計算された金額に 1 円未満の端数があるときは、1 円単位に四捨五入するものとする。